

狛江市とトヨタモビリティ東京株式会社との地域活性化包括連携協定

狛江市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、狛江市の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲、乙が、相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、狛江市の一層の活性化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育・スポーツの振興に関すること。
- (2) 環境に関すること。
- (3) 暮らしの安全・安心に関すること。
- (4) 商工業及び農業振興に関すること。
- (5) その他、地域社会活性化、市民サービスの向上に関すること。

（意見交換）

第3条 甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項（ただし、個人情報以外の事項であって、公知の事項は除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲、乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、以降もこの例によるものとする。

（協定の解除）

第7条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙が事業に協力するにあたり不適当な事由があると認めるときは、書面により本協定を解除することができる。

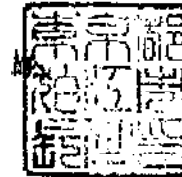
（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
東京都狛江市
狛江市長 松原俊



乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 佐藤康





災害時における給電車両貸与に関する協定書

東 京 都 狛 江 市

トヨタモビリティ東京株式会社

災害時における給電車両貸与に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、地震、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が行う災害対応業務における電力確保について、乙の積極的な協力を得ることにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請方法）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対し、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合には、甲は乙に対し口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

2 乙は、甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して提供できる車両台数が不足する場合には、トヨタ自動車株式会社に対して協力要請を行う等、甲の要請に応えられるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1,500W）のコンセントを装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与される給電車両の車種等について、その指定はできないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対

応業務のために給電車両を使用できるものとする。

(引渡し等)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車両、数量等を確認の上で甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写し等の保険内容が確認できる書類を甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、原則、大規模停電等が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合には、甲は速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の日時、場所等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両について、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に重過失があると認められる場合を除き、乙の負担で行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合の対応は、甲乙協議の上決定するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したときであって、その損害が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合には、甲は乙に損害を賠償するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、協定締結後速やかに双方の連絡責任者等を記載した協定連絡責任者名簿を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊



乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 佐藤 康

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 様

狛江市長

給電車両貸与要請書

災害時における給電車両貸与に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請する。

記

- 貸与希望日時
年 月 日 時 分
- 要請台数 台
- 貸与希望場所

施設名	住所	担当者	電話番号

- その他
貸与車両を運転する狛江市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

- 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

--



狛江市・トヨタモビリティ東京株式会社 協定概要

地域活性化 包括連携協定

- 1 教育・スポーツの振興
- 2 環境
- 3 暮らしの安全・安心
- 4 商工業及び農業振興

等

【取組例】

- ・店舗ショールームで地元商店が出展するマルシェ開催
- ・店舗のノベルティとして、障がい者施設生産品や市内農産物の配付
- ・イベントにトヨタアスリート選手派遣
- ・保育園を対象とした自動車整備見学
- ・中学生職場体験の受入れ

災害時 給電車両貸与に関する協定

地震、風水害等の災害時に、大規模停電等の電力不足の恐れがある場合において、電力確保のため、給電車両をトヨタモビリティ東京株式会社から市に貸与いただく。